

## ❀産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます❀

### 対象となる方

- 令和5年11月以降に出産するまたは出産した被保険者の方  
(以下、「出産被保険者」といいます。)

※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

### 受付期間

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。(出産後の届出もできます。)

### 国民健康保険税の免除方法

- 出産被保険者が属する世帯の保険税のうち、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割及び均等割が免除されます。


#### (1) 単胎妊娠の場合

出産予定月の前月から4か月間の所得割と均等割が免除

#### (2) 多胎妊娠の場合

出産予定月の3か月前から6か月間の所得割と均等割が免除

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

 …免除対象期間

### 届出に必要な書類

- 出産前に届出する場合

- ① 届出書(税務係窓口または原村ホームページからダウンロードできます。)
- ② 母子健康手帳の写しなど出産予定日が確認できる書類

原村ホームページ



- 出産後に届出する場合

- ① 届出書(税務係窓口または原村ホームページからダウンロードできます。)
- ② 出生証明書など出産日及び親子関係がわかる書類(出産被保険者と子が別世帯の場合のみ)

### 届出先・お問い合わせ

住民税務課 税務係 TEL 0266-79-7923